

〔参照条文（抜粋）〕

業務の実績に関する評価

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 3 2 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第 3 項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第 1 7 条 （略）

- 2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 一 通則法第 3 2 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定による評価を行おうとするとき。
 - 二 通則法第 3 2 条第 3 項後段（通則法第 3 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成 15 年内閣府・農林水産省令第 12 号）

（各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出）

第 5 条 協会は、通則法第 3 2 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に内閣府（貸付業務等に関する事項については、内閣府及び農林水産省）の評価委員会に提出しなければならない。

業務方法書の変更

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（業務方法書）

第 28 条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第 17 条 貸付業務に係る通則法第 28 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 3 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 3 項、第 45 条第 4 項、第 46 条の 2 第 5 項、第 46 条の 3 第 6 項及び第 48 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 （略）

長期借入金・償還計画

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（借入金等）

第 45 条 （略）

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

（長期借入金）

第 14 条 協会は、貸付業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前 2 項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。